

昭和 21 年 12 月 9 日 月曜会で採用された「編暦の方針案」

東京天文台長

庶務課長

会計課長

事務局長

総長

東京天文台に於ける編暦の方針について

従来我が国の暦は東京天文台官制に依り同台これが編製に当り神宮神部署に於てその印刷刊行を致し来りたるところ連合軍最高司令部の指令により官庁をして神教に援助を与え得ざることとなつた為とりあえず当台で暦象年表として昭和 21 年及び昭和 22 年を編纂刊行致したが、今般右暦象年表編纂の検討により今後編暦の方針として別紙案を採用することに致したい。

編暦の方針案

本台に於ける編暦の方針として左記の二項を採る

一. 学用暦の編纂

この暦は、天文学、測地学、地球物理学、物理学その他の自然科学の研究及び業務上の要求を充たすものにして、理学の都合上当面はその一部を計算し、恒星位置表、理科年表暦部、天文部等にこれを発表す。

二. 国民暦の編纂

この暦の名称は従前通り「暦象年表」と称す。これは国民的性格を持つ暦で東京天文台の編暦事業の一部として行なうべきものなり。この暦は民用暦なれど本台で編纂する上には余り俗化する能わず。これを天文台出版物としてかなり早く出版し、諸官庁、各学術団体、要所に寄贈する。近時の如く用紙入手困難その他の事情のため出版時期が甚だしく遅れ民用としての目的を達し得ぬ心配ある時は編暦関係者に公表し以て暦象事項の発表に誤なきよう取計る。かくすることにより実質的に誤ある暦を駆逐し得るものと信ず。なお本学の総合研究会の如きものに於て暦を作る意志ある時は先方に於て編集を行い、暦稿の製作は当天文台の編暦部がこれに当たる用意あり。要は正しき暦を一日も早く国民に知らすことにある故出版部局に於て遅れざる様に致したし。そのためには内閣印刷局にて発行することが最良の方法と思う。国民暦の内容は別紙に記載す。

国民暦の内容

一. 二十四節気、雑節、干支、日曜表、大祭日

本項は古来暦象の基本事項なる故、当然これを載す。

二. 朔望、月齢

一. と同じ

三. 太陽

(一) 東京に於ける毎日の日出入、南中時刻及び南中高度

日出入時刻、南中時刻は日常生活並びに農耕生活に関係深し。

南中高度は建築・農業方面に関係深し。

(二) 札幌、仙台、京都、福岡に於ける十日毎の日出入時刻

(一) の値を各地にまでおし広めたもの。各地の要求にこたう。

(三) 東京に於ける十日毎の夜明、日暮、日出入方位

農耕、建築方面に関係深し

四. 月

(一) 東京、札幌、仙台、京都、福岡に於ける毎日の月出入時刻

月出入時は日常生活に関係ある他、潮時と関係あり。

上記五ヶ所の値を記載して各地の要求にこたう。

五. 本邦に見える日食、月食の状況

今現象は古来一般のもっとも関心を持つ事象にして、

一般の観測結果も天文学上資する所大なる故、これを載す。

六. 惑星

(一) 暁の星、宵の星となる惑星名

(二) 金星最大光度

(三) 火星最近の時

上記三項は惑星理学中一般人にも関心深きこと故、これを載す。

七. 潮汐

(一) 毎日の東京に於ける満干潮の時

航海操業上又は一般人としては釣りの場合等に利用する。

(二) 大潮、小潮の日

潮干狩等に利用する

八. 雑事

中秋の名月の日

天象に関係ある国民的行事は最も主要なものとしてこれを記す。

以上

昭和 22 年 3 月 総長 達

編暦方針案の変更及び希望条項

- 一. 昨年 12 月に報告した「編暦方針案」は総長の意見により次の点に於て改めることにした。即ち右方針案第二項に記した「暦象年表」の内容は一般民用的性格を持つ国民暦であるという点を変更して全内容は理科年表暦部とすると改める。
- 二. 尚この際明確のために法律上準拠すべき暦が「暦象年表」であるとの法令を出してもらうよう総長に努力していただくことを希望する。